

浜松湖西豊橋道路計画段階環境配慮書についての部会報告（案）

はじめに

浜松湖西豊橋道路計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業予定者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質、騒音及び振動

道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 地形及び地質、動物、植物並びに生態系

案①は重要な地形及び地質、動物の重要な種の生息地並びに県立自然公園を、案②は重要湿地を通過するルートとなっていることから、これらへの影響が懸念される。

このため、地形及び地質、動物、植物並びに生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 その他

- (1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。また、本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。

このため、方法書以降の手続においては、事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めること。

- (2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和4年1月17日	審 査 会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
令和4年2月17日	部 会	配慮書の内容の検討 部会報告の検討

愛知県環境影響評価審査会 浜松湖西豊橋道路部会構成員

大石 弥幸	大同大学名誉教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
鷺見 哲也	大同大学工学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
夏原 由博	名古屋大学名誉教授
葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授

◎部会長 ○部会長代理

(敬称略、五十音順)